



2026年1月26日

各 位

碧海信用金庫

## 貸金庫規定の改定について

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従来よりお取引いただいているお客様についても適用対象となりますので、予めご了承ください。

今後もお客様に安心して貸金庫をご利用いただけるよう、管理態勢強化やサービス改善に引き続き努めてまいります。

記

### 1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定

### 2. 改定内容

#### (1) 主な改定内容

①貸金庫に格納できる格納品の範囲および重量制限を追加

②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただくこと）を書面でご申告いただくこと等を追加

③成年後見人等への対応方法を追加

④解約条項の追加、変更 等

#### (2) 新旧対照表および改定後の貸金庫規定

別添をご参照ください。

### 3. 規定の改定日

2026年4月1日（水）

### 4. ご留意点

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、次回、ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますよう、お願ひいたします。

以 上

## 貸金庫規定新旧対照表

(下線部が改定箇所)

改定後	現行
<p>第1条 (格納品の範囲および重量制限)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>①<u>現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。</u></p> <p>②<u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。</u></p> <p>③<u>貸金庫1個当たり総重量が20キログラムを超えるもの。</u></p>	<p>第1条 (格納品の範囲)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>
第2条 (契約期間等) (略)	第2条 (契約期間等) (略)
<p>第3条 (利用目的の確認)</p> <p>(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱するがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p>	<p>第3条 (使用料) (略)</p>
第4条 (使用料) (略)	第4条 (鍵・カードの保管) (略)
第5条 (鍵・カードの保管) (略)	第5条 (貸金庫の開閉等) (略)
第6条 (貸金庫の開閉等) (略)	第6条 (届出事項の変更等) (略)
第7条 (届出事項の変更等) (略)	第7条 (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い) (略)
<p>第8条 (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。</u></p> <p>(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な</u></p>	第8条 (印鑑照合等) (略)

改定後	現行
<p><u>事項を書面によって届出ください。</u></p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項(1)および(2)と同様に届出ください。</p> <p>(4) 前項(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ください。</p> <p>(5) 前項(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	
<p>第9条（印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い）（略）</p>	<p>第9条（損害の負担等）（略）</p>
<p>第10条（印鑑照合等）（略）</p>	<p>第10条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p>
<p>第11条（損害の負担等）（略）</p>	<p>第11条（解約等）</p> <p>(1) この契約は、借主または借主があらかじめ届出した代理人の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①（略） ②（略） ③（略） ④（略） ⑤（略） ⑥（略）</p> <p>(3) 前項のほか、つぎの各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ま</p>

改定後	現行
	<p>た、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額相当をご負担いただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第12条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この貸金庫は、<u>第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u>の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p>	<p>第12条（貸金庫の修繕、移転等）(略)</p>
<p>第13条（解約等）</p> <p>(1) この契約は、借主または借主があらかじめ届出た代理人の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当</p>	<p>第13条（緊急措置）(略)</p>

改定後	現行
<p>金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、第9条に準じて取扱います。</p> <p>(2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① (略)      ② (略)      ③ (略)      ④ (略)      ⑤ (略)      ⑥ (略)</p> <p><u>⑦借主名義人が存在しないことが明らかになったときは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑧本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑨法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑩マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p> <p>(3) 前項のほか、つぎの各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額相当をご負担いただきます。</p> <p>① (略)  <u>②借主または代理人が、次のいずれかに該当することが判明した場合</u>      A. 暴力団      B. 暴力団員      C. 暴力団準構成員      D. 暴力団関係企業      E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等      F. その他AからEに準ずる者</p>	

改定後	現行
<p>③ (略)</p> <p>(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第<u>14</u>条（貸金庫の修繕、移転等）（略）</p> <p>第<u>15</u>条（緊急措置）（略）</p> <p>第<u>16</u>条（譲渡、転貸等の禁止）（略）</p> <p>第<u>17</u>条（規定の変更等）（略）</p>	<p>第14条（譲渡、転貸等の禁止）（略）</p> <p>第15条（規定の変更等）（略）</p>

以上

# 貸金庫規定

碧海信用金庫

## 第1条（格納品の範囲および重量制限）

- (1) 貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
- ① 現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
  - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。
  - ③ 貸金庫1個当たり総重量が20キログラムを超えるもの。

## 第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 第3条（利用目的の確認）

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

## 第4条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は別紙記載の貸金庫利用手数料により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休業日のは場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から普通預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当いたします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日から期間満了日までの使用料（契約日から契約日の属する月の末日までの日割計算と契約日の属する月の翌月から期間満了日までの月割計算の合計額）を支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、改定日から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日から期間満了日までの使用料（解約日の翌日から解約日の属する月の末日までの日割計算と解約日の属する月の翌月から期間満了日までの月割計算の合計額）を返戻します。

## 第5条（鍵・カードの保管）

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。
- (2) 全自動貸金庫の場合には、当金庫は借主に「貸金庫ご利用カード」（以下「カード」という。）を発行します。カードは借主自身が保管してください。

## 第6条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出した代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開扉依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 全自動貸金庫の開庫にあたっては、暗証照合機にカードを挿入し、届出の暗証をボタン等により操作してください。
- (4) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

## 第7条（届出事項の変更等）

- (1) 印章、カードを失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更のあったときは、直ちに書面によって当金庫に届出ください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵またはカードを失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかつたとき、あるいは契約者が正当な理由なく到達を妨げたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第8条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出してください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出してください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項(1)および(2)と同様に届出してください。
- (4) 前項(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出してください。
- (5) 前項(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第9条（印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い）

- (1) 印章、正鍵もしくはカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵またはカードを失った場合またはき損した場合は、錠前の取替え、鍵、カードの再発行等に要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 第10条（印鑑照合等）

- (1) 貸金庫開扉依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。
- (2) 全自動貸金庫の場合には、暗証照合機によりカードを確認し、暗証照合機操作の際に使用された暗証と当金庫に届出の暗証との一致を確認して貸金庫の開閉の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盜用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第11条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 第12条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

## 第13条（解約等）

- (1) この契約は、借主または借主があらかじめ届出た代理人の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、第9条に準じて取扱います。
- (2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
  - ⑥ カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めたとき

- ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
  - ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
  - ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
  - ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき
- (3) 前項のほか、つぎの各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額相当をご負担いただきます。
- ① 借主が当金庫に対して行なった表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A 暴力団
    - B 暴力団員
    - C 暴力団準構成員
    - D 暴力団関係企業
    - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F その他AからEに準ずる者
  - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A 暴力的な要求行為
    - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E その他AからDに準ずる行為
- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

## 第14条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちに応じてください。

## 第15条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 第16条（譲渡、転貸等の禁止）

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 第17条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。